

会社設立サポートサービス

株式会社の場合

ー 資本金300万円 ー

	ご自身で 設立したした場合	ご自身で 専門家へ依頼した場合	当事務所へ 依頼された場合
実質ご負担金	242,000円	312,000円	158,000円
内訳1 定款認証印紙代	40,000円	0円	0円
内訳2 定款認証手数料	52,000円	52,000円	52,000円
内訳3 登録免許税	150,000円	150,000円	150,000円
内訳4 専門家の報酬	0円	約110,000円	約110,000円
設立応援キャンペーン 特別値引	—	—	△154,000円

※上記金額は、すべて消費税込

- ① 設立応援キャンペーンの特別値引は、**会社設立月と同月に当事務所との税理士顧問契約が条件**となります。
- ② 特別値引154,000円は、初年度の税理士顧問報酬からお値引きをさせていただきます。
2社目以降の法人を設立される場合でLIGHTプラン以上のご契約であれば、**特別値引は1.2倍**となります。
特別値引について・・・会社設立月～4ヶ月の期間(※)にかかる税理士顧問報酬からお値引きをさせていただきます。
(※) START UP の場合 ⇒ 会社設立月～10ヶ月の期間へ
Light の場合 ⇒ 会社設立月～7ヶ月の期間へ
- ③ 定款作成、登記申請は提携の司法書士が行います。当事務所が間に入りしっかりサポートしますのでご安心ください。
- ④ 専門家の報酬（主に司法書士）には、登記簿謄本の取得費用、郵送代や旅費などの実費費用、
許認可取得費用は含まれておりません。また、お支払いはご依頼者様が直接提携先の専門家へお支払い頂きます。
- ⑤ 社保関係の成立手続はお客様の任意となりますので、上記料金に反映されておりません。
社保関係のお手続きが必要な際は、提携の社会保険労務士をご紹介させていただきます。
- ⑥ 2022年1月より定款認証手数料が引き下げられました。
・資本金300万円以上：52,000円 ・資本金100万円以上300万円未満：42,000円 ・資本金100万円未満：32,000円

会社設立サポートサービス

合同会社の場合

	ご自身で 設立手続きをした場合	ご自身で 専門家へ依頼をした場合	当事務所へ 依頼された場合
実質ご負担金	100,000円	170,000円	82,000円
内訳1 定款認証印紙代	40,000円	0円	0円
内訳2 定款認証手数料	0円	0円	0円
内訳3 登録免許税	60,000円	60,000円	60,000円
内訳4 専門家の報酬	0円	約110,000円	約110,000円
設立応援キャンペーン 特別値引	—	—	△88,000円

※上記金額は、すべて消費税込

- ① 設立応援キャンペーンの特別値引は、**会社設立月と同月に当事務所との税理士顧問契約が条件**となります。
- ② 特別値引154,000円は、初年度の税理士顧問報酬からお値引きをさせていただきます。
2社目以降の法人を設立される場合でLIGHTプラン以上のご契約であれば、**特別値引は1.2倍**となります。
特別値引について・・・会社設立月～4ヶ月の期間(※)にかかる税理士顧問報酬からお値引きをさせていただきます。
(※) START UP の場合 ⇒ 会社設立月～10ヶ月の期間へ
Light の場合 ⇒ 会社設立月～8ヶ月の期間へ
- ③ 定款作成、登記申請は提携の司法書士が行います。当事務所が間に入りしっかりサポートしますのでご安心ください。
- ④ 専門家の報酬（主に司法書士）には、登記簿謄本の取得費用、郵送代や旅費などの実費費用、
許認可取得費用は含まれておりません。また、お支払いはご依頼者様が直接提携先の専門家へお支払い頂きます。
- ⑤ 社保関係の成立手続はお客様の任意となりますので、上記料金に反映されておりません。
社保関係のお手続きが必要な際は、提携の社会保険労務士をご紹介させていただきます。
- ⑥ 合同会社の場合、定款認証手数料はかかりません。